

(訳文)

高等教育の資格の承認に関する世界規約

前文

国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）の総会は、二千十九年十一月十二日から二十七日までパリにおいてその第四十回会期として会合し、

締約国間の教育的、地理的、人道的、文化的、科学的及び社会経済的なきずなを強化し、並びに地域間の対話並びに承認に関する締約国の文書及び慣行の共有を促進するという共通の意思に動かされ、

「この機関の目的は、教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献することである」と規定する国際連合教育科学文化機関憲章を想起し、

千九百四十五年の国際連合憲章、千九百四十八年の世界人権宣言、千九百五十一年の難民の地位に関する条約及び千九百六十七年の難民の地位に関する議定書、千九百五十四年の無国籍者の地位に関する条約、千九百六十年のユネスコの教育における差別の防止に関する条約（特に、第四条(a)の規定）、千九百六十六年

の経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約並びに千九百八十九年のユネスコの技術教育及び職業教育に関する条約の規定に留意し、

千九百九十三年の高等教育における修学及び資格の承認に関するユネスコの勧告、千九百九十七年の高等教育の教員の地位に関するユネスコの勧告、二千七年の先住民族の権利に関する国際連合宣言及び二千七年の科学及び科学研究者に関するユネスコの勧告に留意し、

高等教育の資格の承認に関するユネスコの地域規約に立脚し、

全ての段階における包摂的かつ衡平な質の高い教育及び全ての人の生涯学習の機会を促進する締約国の責任を再確認し、

高等教育における国際協力の増進、学生、労働者、専門家、研究者及び学者の移動、科学研究における変化並びに教授及び学習における異なる形態、方法、発展及びイノベーションを意識し、

公立及び私立の双方の機関によって提供される高等教育が公共財及び公の責任であると認めるとともに、学問の自由の原則及び高等教育機関の自律性の原則を支持し、及び保護する必要があることを認識し、

高等教育の資格の国際的な承認が、学習者及び学習、学者、科学研究及び研究者並びに労働者及び専門家

の移動を通じて相互に依存した学習及び知識の発展を容易にし、並びに高等教育における国際協力を強化することを確信し、

締約国間の文化の多様性（特に、教育に係る伝統及び高等教育に係る価値観に関する相違を含む。）を尊重し、

高等教育の資格の承認に関するユネスコの地域規約を補完するための高等教育の資格の承認に関する世界規約の必要性に対応し、及びこれらの規約の間の一貫性を高めることを希望し、

承認に関する慣行を世界的に改善するための共通の、実的な及び透明性のある解決策を見いだす必要があることを確信し、

この規約が、国際的な移動、承認のための公正なかつ透明性のある手続に関する連絡及び協力並びに世界的な規模での高等教育の質の保証及び学問的誠実性を促進することを確信して、

この規約を二千十九年十一月二十五日に採択する。

第一章 用語の定義

第一条

この規約の適用上、次の定義を適用する。

「（高等教育を）受ける機会」とは、資格を有する個人に与えられる権利であつて、高等教育の段階への入学許可を申請し、当該入学許可について検討されるものをいう。

「（高等教育機関又は高等教育課程への）入学許可」とは、資格を有する申請者による特定の機関又は特定の課程における高等教育の履修を認める行為又は制度をいう。

「申請者」とは、次のものをいう。

(a) 評定又は承認を受けるため、資格、部分的な修学又は従前の学習を権限のある承認当局に提出する個人

(b) 個人の同意を得て当該個人に代わつて行動する機関

「評定」とは、資格の評価に従事する権限のある承認当局が申請者の資格、部分的な修学又は従前の学習に対して行う評価をいう。

「権限のある当局」とは、指定された任務を遂行する権能、能力又は法的権限を有する個人又は機関をいう。

「権限のある承認当局」とは、締約国の法令、政策又は慣行に従って、資格を評定し、又は資格の承認について決定を行う機関をいう。

「構成単位」とは、第二十条（憲法上の連邦制又は非単一制）(b)に規定する締約国の地方の段階を管轄する公的機関（州、郡、県等）をいう。

「国境を越える教育」とは、人、知識、プログラム、提供者及びカリキュラムの締約国の国境を越える動きを伴う全ての形態の教育の提供（質の保証された国際的なジョイント・ディグリーの課程、国境を越える高等教育、トランスナショナル教育、オフショア教育及びボーダーレス教育を含む。）をいう。

「避難民」とは、自己の所在地又は環境及び職業上の活動から別の場所又は環境へ移ることを強制された個人をいう。

「正規の教育制度」とは、締約国の教育制度（教育に責任を有する公式に承認された全ての機関並びに締約国の権限のある当局により承認され、及び教授その他の教育関連の役務を提供することを認可された全ての段階の公立及び私立の教育機関を含む。）をいう。

「正規の学習」とは、系統立った学習環境における活動から得られる学習であって、正式な資格の取得に

つながり、かつ、締約国の権限のある当局により承認され、及びそのような学習活動を提供することを認可された教育機関によって提供されるものをいう。

「高等教育」とは、中等教育後の段階の全ての種類の修学の課程又は一連の修学の講座であつて、締約国又はその構成単位の権限のある当局が自国の高等教育制度に属すると認めるものをいう。

「高等教育機関」とは、高等教育を提供する施設であつて、締約国又はその構成単位の権限のある当局が自国の高等教育制度に属すると認めるものをいう。

「高等教育課程」とは、締約国又はその構成単位の権限のある当局が自国の高等教育制度に属すると認める中等教育後の修学の課程であつて、当該課程を修了した学生に対して高等教育の資格を付与するものをいう。

「形式によらない学習」とは、正規の教育制度外で行われる学習であつて、労働、家庭、地域社会又は余暇に関連する日常生活の活動に基づくものをいう。

「国際的なジョイント・デイグリー」とは、国境を越える教育の学位の一種であつて、二以上の国に属する二以上の高等教育機関が、統合され、調整され、及び共同で提供する課程の修了に際し、共同で承認し、

又は認可し、及び付与する単一の学位をいう。

「学習成果」とは、学習者が学習の過程を終える時点で取得している知識及び技能をいう。

「生涯学習」とは、全ての学習活動の過程（正規の学習、正規でない学習又は形式によらない学習のいずれであるかを問わない。）であつて、生涯の全ての期間を対象とし、並びに人の才能、知識、技能、態度及び能力を向上させ、及び開発することを目的とするものをいう。

「移動」とは、修学、研究、教授又は労働を目的とする個人の自国の外への物理的な又は仮想の動きをいう。

「正規でない学習」とは、労働生活に重点を置き、及び正規の教育制度に属しない教育又は訓練の枠組み内で達成される学習をいう。

「非伝統的な学習形態」とは、教育課程及び学習活動の提供のための正規の手段、正規でない手段及び形式によらない手段であつて、教育者と学習者との間の対面によるやり取りに主として依拠しないものをいう。

「部分的な承認」とは、権限のある承認当局が、実質的な相違があることが証明されたことを理由として

完全なかつ修了した資格を完全に承認することができない場合に、当該資格に対して与える部分的な承認をいう。

「部分的な修学」とは、高等教育課程の一部であつて、評価の結果、それ自体は完結した課程ではないが、知識、技能、態度及び能力の相当な程度の取得に相当するものをいう。

「従前の学習」とは、正規の学習、正規でない学習又は形式によらない学習の結果として個人が取得した経験、知識、技能、態度及び能力であつて、特定の一連の学習成果、目的又は水準に照らして評定されるものをいう。

「資格」に関し、

(a) 「高等教育の資格」とは、権限のある当局が付与する学位、修了証書、証明書又は賞であつて、高等教育課程を修了したこと又は該当する場合には従前の学習が認証されたことを証明するものをいう。

(b) 「高等教育を受ける機会を与える資格」とは、権限のある当局が付与する学位、修了証書、証明書又は賞であつて、教育課程を修了したこと又は該当する場合には従前の学習が認証されたことを証明し、及び当該資格を有する者に対して高等教育への入学許可について検討される権利を与えるものをいう。

「資格を有する申請者」とは、関連する基準を満たし、かつ、高等教育への入学許可を申請するための適格性を有すると認められる個人をいう。

「資格の枠組み」とは、一連の基準に従い、質の保証された資格を分類し、公表し、及び構成するための制度をいう。

「質の保証」とは、一又は二以上の権限のある当局が高等教育制度、高等教育機関又は高等教育課程の質を評定する継続的な過程であつて、利害関係者に対して受入れ可能な教育水準が継続して維持され、及び引き上げられていることを保証するために行うものをいう。

「承認」とは、申請者に対して少なくとも次のいずれかの事項を含む結果を提供するため、権限のある承認当局が外国において付与された教育の資格、部分的な修学又は従前の学習の有効性及び学術レベルについて行う正式な確認をいう。

(a) 高等教育への入学許可を申請する権利

(b) 雇用の機会を求める可能性

「地域」とは、ユネスコが地域的な活動を実施することを目的として、地域に関するユネスコの定義に

従って特定するいずれかの地域（アフリカ、アラブ諸国、アジア太平洋、欧州並びにラテン・アメリカ及びカリブ）をいう。

「承認に関する地域規約」とは、ユネスコの各地域における高等教育の資格の承認に関するユネスコの規約（地中海沿岸のアラブ諸国及び欧州諸国における高等教育に係る修学、修了証書及び学位の承認に関する規約を含む。）をいう。

「要件」に関し、

(a) 「一般要件」とは、高等教育を受ける機会若しくは特定の段階の高等教育を受ける機会のため、又は特定の段階の高等教育の資格を取得するために満たされなければならない条件をいう。

(b) 「特定の要件」とは、特定の高等教育課程への入学許可のため、又は特定の修学分野における特定の高等教育の資格を取得するため、一般要件に加えて満たされなければならない条件をいう。

「実質的な相違」とは、外国において付与された資格と締約国における資格との間の相当な相違であつて、申請者が希望する活動（更なる修学、研究活動及び雇用の機会を含む。）に従事することの実現を妨げる可能性が高いものをいう。

第二章 この規約の目的

第二条

この規約は、承認に関する地域規約の調整、改正及び成果に立脚し、並びにこれらを助長しつつ、次のことを目的とする。

- 1 高等教育における国際協力を促進し、及び強化すること。
- 2 高等教育における国際協力のための地域間の取組、政策及びイノベーションを支援すること。
- 3 締約国の高等教育制度の多様性を理解し、及び尊重した上で、締約国の資格を有する者、高等教育機関、雇用者その他の関連する利害関係者のそれぞれの利益となるように、世界的な移動及び高等教育における価値の達成を容易にすること。
- 4 公正な、透明性及び整合性のある、一貫した、時宜を得た並びに信頼できる高等教育の資格の承認のための包摂的な世界的枠組みを提供すること。
- 5 高等教育機関及び高等教育制度の自律性及び多様性を尊重し、支持し、及び保護すること。
- 6 特に誠実性及び倫理的な慣行を促進することを通じ、資格の質及び信頼性に対する信用及び信頼を高め

ること。

7 高等教育機関及び高等教育制度における質の保証に係る文化を促進するとともに、国際的な移動を支援するため、質の保証、資格の枠組み及び資格の承認における信頼性、整合性及び補完性の確保に必要な能力を開発すること。

8 利害関係者、締約国及び地域の間において、利用可能な、最新の、信頼できる、透明性のある及び関連する情報の拡充、収集及び共有並びに最良の慣行の普及を促進すること。

9 資格の承認を通じ、質の高い高等教育を受ける機会が包摂的かつ衡平なものとなることを促進し、及び全ての人（難民及び避難民を含む。）の生涯学習の機会を支援すること。

10 持続可能な開発のための教育を促進することを目的として、人材及び教育資源を最も適当な形で利用することを世界的に促すとともに、全ての社会の構造的、経済的、技術的、文化的、民主的及び社会的な発展に貢献すること。

第三章 高等教育の資格の承認に関する基本原則

第三条

この規約は、高等教育の資格の承認のため、次の原則を定める。

1 個人は、高等教育における修学への入学許可を申請すること又は雇用の機会を求めることを目的として、自己の資格について評定される権利を有する。

2 資格の承認は、各締約国の規則に従い、透明性のある、公正な、時宜を得た及び無差別なものであるべきであり、また、負担しやすい費用のものであるべきである。

3 承認についての決定は、信用、明確な基準並びに公正な、透明性のある及び無差別な手続に基づくものであり、また、雇用の機会につながる可能性のある公共財としての衡平に高等教育を受ける機会の基本的な重要性を強調するものである。

4 承認についての決定は、高等教育制度、高等教育機関、高等教育課程及び高等教育の質の保証のための仕組みについての適当な、信頼できる、利用可能な及び最新の情報であつて、締約国の権限のある当局、公式の国内情報センターその他類似の機関によって提供されたものに基づくものである。

5 承認についての決定は、全世界における高等教育制度の多様性に十分な考慮を払いつつ行う。

6 承認についての評定を行う権限のある承認当局は、誠意をもって評定を行い、その決定には明確な理由

を付するものとし、また、承認についての決定に対して不服申立てを行うための仕組みを設ける。

7 資格の承認を求める申請者は、取得した資格に関する適切かつ正確な情報及び書類を誠意をもって提供する。資格の承認を求める申請者は、不服申立てを行う権利を有する。

8 締約国は、最新の技術の使用及び締約国間のネットワークの形成を奨励することにより、高等教育の資格に関する全ての形態の不正な慣行を根絶するための措置をとることを約束する。

第四章 締約国の義務

この規約は、締約国に対して、次の義務を定める。

第四条 高等教育を受ける機会を与える資格の承認

1 各締約国は、資格が取得された締約国における高等教育を受ける機会のための一般要件と当該資格の承認が求められている締約国における高等教育を受ける機会のための一般要件との間に実質的な相違があることが明らかである場合を除くほか、自国の高等教育制度を利用することができるようにするため、他の締約国において取得された資格及び文書化され、又は証明された従前の学習であって、当該他の締約国における高等教育を受ける機会のための一般要件を満たすものを承認する。これに代えて、その承認は、他

の締約国において付与された資格を有する者が、当該資格の評定を得ることを可能にすることで足りるものとする。

2 承認を受けた非伝統的な学習形態を通じて取得された資格であつて、同等の質の保証のための仕組みの対象となるものについては、締約国又はその構成単位の規則に従い、伝統的な学習形態を通じて取得された同様の資格に適用する基準と同一の基準を用いて評定する。

3 資格が取得された締約国において、当該資格によつて特定の種類の高等教育機関に入学し、又は特定の種類の高等教育課程を受講する機会のみが与えられる場合には、各締約国は、実質的な相違があることが明らかであるときを除くほか、該当するものがあるときは、当該資格を有する者に対し、自国の高等教育制度において類似の特定の種類の高等教育機関に入学し、又は類似の特定の種類の高等教育課程を受講する機会を与える。

第五条 高等教育の資格の承認

1 各締約国は、承認が求められている資格と承認が求められている締約国におけるこれに相当する資格との間に実質的な相違があることが明らかである場合を除くほか、他の締約国において付与された高等教育

の資格を承認する。これに代えて、その承認は、他の締約国において付与された高等教育の資格を有する者が、自己の要請によって当該資格の評定を得ることを可能にすることで足りるものとする。

2 承認を受けた非伝統的な学習形態を通じて取得された高等教育の資格であって、同等の質の保証のための仕組みの対象となり、かつ、締約国の高等教育制度の一部と認められるものについては、承認が求められている締約国又はその構成単位の規則に従い、伝統的な学習形態を通じて取得された同様の資格に適用する基準と同一の基準を用いて評定する。

3 国際的なジョイント・ディグリーを付与する国境を越える教育又は二以上の国（少なくともその一は、締約国とする。）において実施された他の共同課程を通じて取得された高等教育の資格については、承認が求められている締約国又はその構成単位の規則に従い、一の国において実施された課程を通じて取得された資格に適用する基準と同一の基準を用いて評定する。

4 締約国が他の締約国において付与された高等教育の資格を承認する場合には、その承認は、当該資格を有する者に対し、少なくとも次のいずれかの結果をもたらすものとする。

(a) 承認が求められている締約国の高等教育の資格を有する者に適用する条件と同一の条件の下で、更な

る高等教育への入学許可を申請する権利を与えること。

(b) 承認が求められている締約国又はその構成単位の法令に従い、高等教育の資格に関連する称号を使用する権利を与えること。

さらに、他の締約国において付与された高等教育の資格の評定及び承認は、当該資格を有する申請者が、承認が求められている締約国又はその構成単位の法令に従って雇用の機会を求めることを可能にすることができる。

5 権限のある承認当局は、承認が求められている資格と承認が求められている締約国におけるこれに相当する資格との間に実質的な相違があることを証明することができる場合には、部分的な承認を与えることができるか否かを確定するよう努める。

6 各締約国は、国境を越える教育又は自国の管轄内で運営されている外国の教育機関を通じて取得された高等教育の資格について、自国若しくはその構成単位の法令が定める特定の要件又は自国と当該教育機関の本国である締約国との間で締結した特定の協定に基づいて承認することができる。

第六条 部分的な修学及び従前の学習の承認

1 各締約国は、他の締約国において取得された文書化され、又は証明された部分的な修学又は従前の学習と承認が求められている締約国においてこれらが代替するであろう高等教育課程の一部との間に実質的な相違があることが明らかである場合を除くほか、適当なときは、高等教育課程の修了又は高等教育における修学の継続のため、高等教育を受ける機会に関する締約国の法制を考慮しつつ、当該部分的な修学又は従前の学習を承認することができる。これに代えて、その承認は、文書化され、又は証明された部分的な修学又は従前の学習を他の締約国において行った個人が、自己の要請によって当該部分的な修学又は従前の学習の評定を得ることを可能にすることで足りるものとする。

2 承認を受けた非伝統的な学習形態によって提供された高等教育課程の文書化され、又は証明された部分的な修了であつて、同等の質の保証のための仕組みの対象となり、かつ、締約国の高等教育制度の一部と認められるものについては、締約国又はその構成単位の規則に従い、伝統的な学習形態によって行われた部分的な修学に適用する基準と同一の基準を用いて評定する。

3 国際的なジョイント・ディグリーを付与する国境を越える教育又は二以上の国（少なくともその一は、締約国とする。）において実施された他の共同課程を通じて提供された高等教育課程の文書化され、又は

証明された部分的な修了については、締約国又はその構成単位の規則に従い、一の国において行われた部分的な修学に適用する基準と同一の基準を用いて評定する。

第七条 難民及び避難民の部分的な修学及び資格の承認

各締約国は、難民及び避難民が高等教育を受ける機会、更なる高等教育課程を受講する機会又は雇用の機会を求めるための関連する要件を満たしているか否かについて公正かつ効率的に評定するための合理的な手続（他の国において行った部分的な修学及び従前の学習並びに他の国において取得した資格につき証拠書類によって証明できない場合を含む。）を作成するため、自国の教育制度の中で、並びに自国の憲法上及び法令上の規定に従い、必要かつ実行可能な措置をとる。

第八条 評定及び承認に関する情報

1 各締約国は、自国の領域内で取得された資格及び学習成果に関する完全な説明のための透明性のある制度を定める。

2 各締約国は、自国の高等教育制度に対する信頼及び信用を促進するため、自国の憲法上及び法令上の状況及び構造に基づいて実行可能な範囲内で、自国の高等教育機関の認可、承認及び質の保証のための客観

的なかつ信頼できる制度を設ける。

3 各締約国は、自国の高等教育制度についての関連する情報で正確なかつ最新のものへのアクセスを提供するため、国内情報センターその他類似の機関を設立し、及び維持する。

4 各締約国は、情報に容易にアクセスすることができることを確保するため、技術の利用を奨励する。

5 各締約国は、次のことを行う。

(a) 適当な場合には、自国の高等教育制度、資格、質の保証及び資格の枠組みに関する信頼すべきかつ正確な情報へのアクセスを提供すること。

(b) 他の締約国の高等教育制度、資格及び高等教育を受ける機会を与える資格に関する正確な情報の普及並びに当該情報へのアクセスを容易にすること。

(c) 適当な場合には、自国の法令及び政策に従い、承認事項（資格の評定のための基準及び手続を含む。）及び承認に係る良い慣行に関する資料の作成について、助言及び情報を提供すること。

(d) 自国の高等教育制度に属する機関によって付与された資格の質が他の締約国において当該資格の承認が求められた場合に当該承認を正当化するものであるか否かについて、当該他の締約国の権限のある当

局が確認することができようにするため、これらの機関及びこれらの機関が提供する課程に関する適切な情報が合理的な期間内に提供されることを確保すること。

第九条 申請の評定

1 適切な情報を提供する責任は、第一に申請者が負う。当該申請者は、誠意をもって当該情報を提供する。

2 各締約国は、自国の教育制度に属する機関が、入手可能な範囲内で、要請に応じ、合理的な期間内に及び無償で、資格を有する者又は承認が求められている締約国の機関若しくは権限のある承認当局に対して関連する情報を提供することを確保する。

3 各締約国は、承認についての評定を行う機関が、申請が要件を満たしておらず、又は実質的な相違がある場合に、当該申請が要件を満たしていない理由又は当該実質的な相違が特定された箇所を証明することを確保する。

第十条 権限のある承認当局に関する情報

1 各締約国は、自国の管轄内の承認事項について決定を行う権限のある当局について、この規約の寄託者

に正式に通報する。

2 締約国に中央の権限のある承認当局が存在する場合には、当該中央の権限のある承認当局は、この規約に直ちに拘束されるものとし、また、当該締約国の管轄内におけるこの規約の実施を確保するために必要な措置をとる。

3 締約国は、承認事項について決定を行う権限が自国の構成単位にある場合には、署名の時又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の時に自国の憲法上の状況又は構造に関する簡潔な説明を寄託者に提出するものとし、その後のいかなる変更についても簡潔な説明を寄託者に提出する。この場合には、当該構成単位の指定された権限のある承認当局は、当該締約国の憲法上の状況及び構造において実行可能な範囲内で、当該締約国の管轄内におけるこの規約の実施を確保するために必要な措置をとる。

4 各締約国又はその構成単位は、承認事項について決定を行う権限が個別の高等教育機関その他の機関にある場合には、自国の憲法上の状況又は構造に従い、この規約の本文をこれらの機関に送付し、並びにこの規約に対する好意的な考慮及びこの規約の適用を奨励するための全ての必要な措置をとる。

5 2から4までの規定は、この規約に定める締約国の義務について準用する。

第十一条 高等教育課程への入学許可のための追加的な要件

1 関係する締約国の権限のある当局は、特定の高等教育課程への入学許可が高等教育を受ける機会のため
の一般要件に加えて特定の要件が満たされるか否かによるものである場合には、他の締約国において取得
された資格を有する者に同一の特定の要件を課し、又は他の締約国において取得された資格を有する申請
者が同等の要件を満たしているか否かについて評定することができる。

2 一の締約国において、高等教育を受ける機会の前提としての追加的な資格試験と組み合わせることに
よつてのみ高等教育を受ける機会を与える資格が付与される場合には、他の締約国は、これらの要件を自
国における高等教育を受ける機会の条件とし、又は自国の教育制度においてこのような追加的な要件を満
たすための代替的な措置を提示することができる。

3 特定の高等教育機関又は当該高等教育機関内の特定の課程への入学許可については、公正なかつ透明性
のある規則に従い、制限的又は選択的なものとすることができる。ただし、第四条の規定の適用を妨げな
い。

4 3の規定に関し、入学許可の手続は、外国において付与された資格の評定が第三条に定める透明性、公

正性及び無差別の原則に従って実施されることを確保するものとする。

5 特定の高等教育機関への入学許可については、資格を有する者が当該高等教育機関の一又は二以上の教授言語その他特定の言語について十分な能力を有していることを証明することを条件とすることができる。ただし、第四条の規定の適用を妨げない。

6 各締約国は、高等教育課程への入学許可のため、自国の管轄内で運営されている外国の教育機関によって付与された資格について、自国若しくはその構成単位の法令が定める特定の要件又は自国と当該教育機関の本国である締約国との間で締結した特定の協定に基づいて承認することができる。

第五章 実施組織及び協力

第十二条 実施組織

締約国は、次のものを通じ、又は次のものと協力してこの規約を実施することに合意する。

- 1 国内の実施組織
- 2 国内の実施組織のネットワーク
- 3 認定、質の保証、資格の枠組み及び資格の承認のための国家的、地域的及び世界的な機関

4 締約国の政府間会議

5 承認に関する地域規約の委員会

第十三条 国内の実施組織

1 締約国は、高等教育の資格の承認を容易にするため、関連する機関（国内情報センターその他類似の機関を含む。）を通じてこの規約を実施することを約束する。

2 各締約国は、締約国の政府間会議の事務局に対し、自国の国内の実施組織及びその変更を通報する。

3 国内の実施組織は、ネットワークを構築し、及び当該ネットワークに積極的に参加すべきである。

第十四条 国内の実施組織のネットワーク

1 ネットワークは、締約国の政府間会議の枠組みの下で、締約国の国内の実施組織により構成するものとし、この規約の実際的な実施を支持し、及び支援する。

2 ネットワークは、要請に応じ、締約国に対して情報交換、能力開発及び技術支援を提供する。

3 ネットワークは、この規約に基づく地域間の協力を強化するよう努め、及び締約国の政府間会議との連携を支持する。

4 締約国は、承認に関する地域規約を通じて設立された既存の地域的なネットワークに参加し、又は新たなネットワークを構築することができる。既存の地域的なネットワークへの参加は、関連する承認に関する地域規約の委員会の同意を条件とする。

第十五条 締約国の政府間会議

- 1 締約国の政府間会議（以下この条において「会議」という。）を設立する。
- 2 会議は、全ての締約国の代表者により構成する。
- 3 締約国でない国及び承認に関する地域規約の委員会の長は、会議の会合にオブザーバーとして参加するよう招請される。
- 4 関連する国際機関及び地域的な機関の代表者並びに高等教育の資格の承認の分野で活動する政府機関及び非政府機関の代表者についても、会議の会合にオブザーバーとして出席するよう招請することができる。
- 5 会議は、少なくとも二年ごとに通常会期として会合する。会議は、自ら決定するとき又は締約国の少なくとも三分の一が要請するときは、臨時会期として会合することができる。会議は、会期と会期との間に

おける活動に関する暫定的な作業計画を有するものとする。会議は、ユネスコの総会の通常会期ごとに報告書を提出する。

6 会議は、この規約が効力を生じた後二年以内に第一回会合として会合し、当該会合の際に会議の手續規則を採択する。

7 会議は、世界的な又は地域間の段階における勧告、宣言、良い慣行のひな形その他の関連する補助文書を採択することにより、この規約の適用を促進し、及びこの規約の実施を監督する。

8 会議は、承認に関する地域規約の委員会と協議の上、締約国のための運用指針を採択することができる。

9 会議は、この規約の実施に関するユネスコの管理機関による監視及び当該機関への報告に関連する活動の実施を支援する。

10 会議は、ユネスコの枠組みの下で、承認に関する地域規約の委員会と協力する。

11 会議は、承認に関する地域規約の委員会との間で必要な情報交換を行うことを確保する。

12 会議は、第二十三条の規定に従い、この規約の改正案を採択のために検討する。採択された改正は、こ

の規約に定める透明性のある、公正な、時宜を得た及び無差別な承認の原則を損なうものであってはならない。

13 会議の事務局は、ユネスコ事務局長が提供する。事務局は、会議の書類を準備し、会議の会合の議題案を作成し、及び会議の決定の実施を確保する。

第六章 最終規定

第十六条 加盟国による批准、受諾又は承認

1 この規約は、ユネスコの加盟国及びバチカン市国により、それぞれ自国の憲法上及び法令上の手続に従って批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

2 批准書、受諾書又は承認書は、ユネスコ事務局長に寄託する。

第十七条 加入

1 この規約は、全てのユネスコの非加盟国であつて、国際連合加盟国であり、かつ、ユネスコの総会が招請するものによる加入のために開放しておく。

2 この規約は、また、国際連合により完全な内政上の自治権を有していると認められているが、国際連合

総会決議第千五百十四号（第十五回会期）に基づく完全な独立を達成していない地域であつて、この規約により規律される事項に関する権限（これらの事項に関して条約を締結する権限を含む。）を有するものによる加入のために開放しておく。

3 加入書は、ユネスコ事務局長に寄託する。

第十八条 効力発生

1 この規約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後三箇月で、その寄託の日以前に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した締約国についてのみ効力を生ずる。

2 この規約は、1に規定する締約国以外の締約国については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した日の後三箇月で効力を生ずる。

第十九条 締約国と承認に関する地域規約及び他の条約の当事国との関係

1 承認に関する地域規約の批准、受諾若しくは承認又は承認に関する地域規約への加入は、この規約の批准、受諾若しくは承認又はこの規約への加入の前提としてはならない。

2 締約国は、次のことを行う。

(a) この規約と当該締約国が当事国である他の条約（特に、承認に関する地域規約）との間の相互支援を促進すること。

(b) 当該締約国が当事国である承認に関する地域規約を解釈し、及び適用する場合又は他の国際的な義務を負う場合に、この規約の関連する規定を考慮すること。

3 この規約のいかなる規定も、締約国が当事国である承認に関する地域規約及び他の条約に基づく当該締約国の権利及び義務を変更するものと解してはならない。

4 この規約、承認に関する地域規約、他の関連する二国間又は多数国間の協定及び締約国が当事国であり、又は当事国となることができる他の現行又は将来の条約の間における一貫した相互作用を確保するため、この規約のいかなる規定も、承認についてより有利な規定（特に、国内情報センター、ネットワーク及び実質的な相違に関する規定）に影響を及ぼすものと解してはならない。

第二十条 憲法上の連邦制又は非単一制

国際協定が締約国をその憲法上の制度のいかに問わずひとしく拘束することを認識し、次の規定は、憲法上連邦制又は非単一制をとっている締約国について適用する。

- (a) この規約の規定のうち、連邦又は中央の立法機関の立法権の下で実施されるものについては、連邦又は中央の政府の義務は、連邦制をとっていない締約国の義務と同一とする。
- (b) この規約の規定のうち、締約国の構成単位（州、郡、県等）の権限の下で実施され、かつ、連邦の憲法制度によつて当該構成単位が立法措置をとることを義務付けられていないものについては、連邦の政府は、必要に応じ、当該構成単位の権限のある当局に対し、採択についての勧告を付して当該規定を通報する。

第二十一条 廃棄

- 1 いずれの締約国も、いつでもこの規約を廃棄することができる。
 - 2 廃棄は、ユネスコ事務局長に寄託する文書により通告する。
 - 3 廃棄は、廃棄書の受領の後十二箇月で効力を生ずる。廃棄は、脱退が効力を生ずる日まで、この規約を廃棄する締約国がこの規約に従つて負う義務にいかなる影響も及ぼすものではない。
 - 4 この規約の廃棄は、次の事項にいかなる影響も及ぼすものではない。
- (a) この規約に従つて既に行われた承認についての決定

- (b) この規約に従ってなお進行中の承認についての評定

第二十二條 寄託

ユネスコ事務局長は、この規約の寄託者として、ユネスコの加盟国及び第十七條に規定するユネスコの非加盟国並びに国際連合に対し、次の事項を通報する。

- (a) 第十六條及び第十七條に規定する全ての批准書、受諾書、承認書及び加入書の寄託
- (b) 前條に規定する廃棄
- (c) 次條の規定に従って採択されたこの規約の改正及び同條の規定に従って提案された当該改正が効力を生ずる日の日付

第二十三條 改正

1 締約国は、ユネスコ事務局長に宛てた書面による通報により、この規約の改正を提案することができる。同事務局長は、全ての締約国に当該通報を送付する。同事務局長は、当該通報の送付の日から六箇月以内に締約国の二分の一以上がその要請に好意的な回答を行った場合には、審議及びあり得る採択のため、締約国の政府間会議の次の会期にその提案を提出する。

2 改正は、出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。

3 この規約の改正は、採択された後は、締約国に対し、批准、受諾、承認又は加入のために送付する。

4 この規約の改正は、当該改正を批准し、受諾し、若しくは承認し、又は当該改正に加入した締約国については、締約国の三分の二が3に規定する文書を寄託した日の後三箇月で効力を生ずる。当該改正は、その後、当該改正を批准し、受諾し、若しくは承認し、又は当該改正に加入する各締約国については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した日の後三箇月で効力を生ずる。

5 4の規定により改正が効力を生じた後に締約国となる国は、別段の意思を表明しない限り、次のものとみなす。

(a) 改正されたこの規約の締約国

(b) 改正によって拘束されない締約国との関係においては、改正されていないこの規約の締約国

第二十四条 国際連合への登録

この規約は、ユネスコ事務局長の要請により、国際連合憲章第百二条の規定に従って、国際連合事務局に登録する。

第二十五条 正文

この規約は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成する。

以上は、国際連合教育科学文化機関の総会が、パリで開催されて二千十九年十一月二十七日に閉会を宣言されたその第四十回会期において、正当に採択した規約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、署名した。

総会議長

アルタイ・センギザー

事務局長

オドレー・アズレー